

生産情報公表牛肉のJAS規格ガイドブック目次

第一章 生産情報公表JAS規格の概要

1. JAS制度の概要1
2. 生産情報公表牛肉のJAS規格制定の趣旨1
3. 生産情報公表牛肉のJAS規格の具体的仕組み2
4. 生産情報公表牛肉のJAS規格の内容4
5. 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する
特別措置法と生産情報公表JASの公表事項の整理4

第二章 登録・認定システム

1. 生産情報公表牛肉のJAS規格15
2. 生産行程管理者の認定の技術的基準22
3. 小分け業者の認定の技術的基準27
4. 登録認定機関となるための登録基準30
5. 生産行程についての検査方法31
6. 格付の表示の様式及び表示の方法32

第三章 生産情報公表JAS規格に特有の飼養情報

1. 給餌飼料情報33
 - (1) 飼料原料と製品区分33
 - (2) 飼料の安全性の確保について36
 - (3) 生産情報公表JAS牛肉・豚肉においてJAS規格上の
管理者が給与した飼料情報について43
2. 治療履歴情報47
 - 要指示動物用医薬品使用時の生産現場での対応—
 - (1) 獣医師が治療を実施する場合の対応47
 - (2) 生産者が動物用医薬品（要指示薬）を
使用する場合の対応50

第四章 牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法の概要

1. 法律の趣旨55
2. 法律の概要55
3. 個体識別番号（耳標）による管理の実情59

第五章 生産情報公表牛肉の生産・流通段階での取組みについて

1. 現状の把握と取引関係先との連携	65
(1) 消費者ニーズの把握	65
(2) 取引先との連携	66
2. J A S 情報の管理・伝達	67
(1) 情報の管理者の決定	67
(2) 情報管理の方法	67
(3) 情報の伝達・表示方法	71
3. 運営実施	71
(1) 組織内の周知徹底	71
(2) 広報活動	71
(3) 反応の分析	71
(4) 評価と変更	71
4. 管理責任者の設置と検査	72
(1) 管理責任者の設置	72
(2) 外部立入り検査	72
(3) 自主検査等	73
5. J A S 牛肉の識別方法、J A S 情報の伝達・表示の具体例	74
(1) と畜段階	74
(2) 部分肉製造段階	77
(3) 卸売段階	79
(4) 精肉製造（店舗外）段階	79
(5) 精肉製造（店舗内）及び小売段階	79

第六章 生産情報公表牛肉の J A S 規格の Q & A

1. 生産情報公表牛肉の J A S 規格（総論）	87
2. 生産情報公表牛肉の J A S 規格	89
(1) 第 2 条関係・生産情報	89
(2) 第 3 条関係・記録、保管及び公表	92
(3) 第 4 条関係・表示	97
(4) 第 5 条及び第 6 条関係・生産情報公表輸入牛肉	99
3. 登録認定機関	100
(1) 登録認定機関とは	100
(2) 登録基準について	103
4. 生産行程管理者	105
(1) 生産行程管理者とは	105
(2) 生産行程管理者の技術的認定基準	109
5. 小分け業者	112
(1) 小分け業者とは	112
(2) 小分け業者の技術的認定基準	115
6. その他	116

第七章 関連法規

1. 生鮮食品品質表示基準	119
第1条 (適用の範囲)	119
第2条 (定義)	119
第3条 (表示事項)	119
第4条 (表示の方法)	119
第5条 (その他の表示事項及びその表示の方法)	120
第6条 (表示禁止事項)	120
第7条 (その他生鮮食品の品質に関する表示に係る基準)	120
別表 (第2条関係)	121
附則	122
2. 牛の個体識別のための情報の管理及び 伝達に関する特別措置法 (抜粋)	122
第1章 総則 (第1条・第2条)	122
第2章 牛個体識別台帳 (第3条—第7条)	123
第3章 牛の出生等の届出及び 耳標の管理 (第8条—第13条)	123
第4章 特定牛肉の表示等 (第14条—第18条)	123
第5章 雑則 (第19条—第22条)	124
第6章 罰則 (第23条・第24条)	125
附則	125
3. 獣医師法関連 (抜粋)	127
(1) 獣医師法第18条 (診断書の交付等)	127
(2) 獣医師法第20条 (診療簿及び検案簿)	127
(3) 獣医師法施行規則第11条	127
4. 薬事法関連 (抜粋)	127
(1) 薬事法49条 (要指示医薬品の販売)	127
(2) 動物用医薬品等取締規則第50条 (要指示医薬品)	128
(3) 薬事法第83条の4 (動物用医薬品の使用の規則)	128
(4) 動物用医薬品の使用の規則に関する省令 第3条 (使用者が遵守すべき規準)	128
(5) 動物用医薬品の使用の規則に関する省令 第4条 (獣医師の使用の特例)	129
(6) 動物用医薬品の使用の規則に関する省令 第5条 (帳簿の記載)	129

5. 飼料の安全性の確保及び	
品質の改善に関する法律関連（抜粋）	135
（1）第1条（目的）	135
（2）第2条（定義）	135
（3）第3条（基準及び規格）	135
（4）第4条（製造等の禁止）	135
（5）第23条（有害な物質を含む飼料等の販売の禁止）	136
（6）第24条（廃棄等の命令）	136
（7）第25条（飼料製造管理者）	136
（8）第32条（表示の規準）	137
（9）第33条（指示等）	137
（10）第50条（製造業者等の届出）	137
（11）第52条（帳簿の備付け）	138
（12）第67条（罰則）	138
（13）飼料安全法施行令	
第1条（家畜等）	139
（14）飼料安全法施行令	
第3条（飼料製造管理者の管理に係る飼料等）	139